



議案第十五号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部改正について

次のとおり公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年三月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第肆肆号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正する条例

公営三朝ユースホステル使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

別表一

区分	単位	金額	備考
宿泊料	一泊	一人につき 三〇〇円 四〇〇円	1 暖房料は、十一月一日から三月三十一日までとする。 2 集会室の暖房料は一人三十円とする。
朝食料	一食	二〇〇円	
夕食料	一食	三〇〇円	
風呂料	一食	三〇〇円以内	
自炊料	一回	三〇円	
スリピングシート使用料	三泊以内	七〇円	
集会室使用料	一日	二〇円	
暖房料	一泊	六〇円以内	

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。